

2026 年度版 中濃厚生病院麻酔科専門研修プログラム

はじめに

本プログラムの基幹施設である中濃厚生病院のある岐阜県関市は、地理学的にも人口重心の観点からもほぼ日本の中心に位置します。岐阜県の二次医療圏：中濃医療圏の中心となる町ですが、関市は古来より刀鍛冶で有名な地で、現在も刃物関連産業の町として世界的にも知られた町です。

刀剣や包丁作りにおいては、鍛錬という素材を何度も何度も打ち延ばし鍛える作業が必要です。2年間の初期研修を終えた皆さんには、今熱い鉄のような状態です。これから約4年間の鍛錬によって強靭で美しい、柔軟で折れない名刀のような医師に育って欲しいと思います。

当院の「日本のどまんなかプログラム」には、麻酔科専門医コースの他に内科専門医コースもあります。

1. 専門医制度の理念と専門医の使命

① 麻酔科専門医制度の理念

麻酔科専門医制度は、周術期の患者の生体管理を中心としながら、救急医療や集中治療における生体管理、種々の疾病および手術を起因とする疼痛・緩和医療などの領域において、患者の命を守り、安全で快適な医療を提供できる麻酔科専門医を育成することで、国民の健康・福祉の増進に貢献するものです。

② 麻酔科専門医の使命

麻酔科学とは、人間が生存し続けるために必要な呼吸器・循環器等の諸条件を整え、生体の侵襲行為である手術が可能なように管理する生体管理医学です。麻酔科専門医は、国民のみなさんが安心して手術を受けられるように、手術中の麻酔管理のみにとどまらず、術前・術中・術後の全身状態を良好に維持・管理するために細心の注意を払って診療を行っています。同時に、関連分野である集中治療や緩和医療、ペインクリニック、救急医療の分野でも、生体管理学の知識と患者の全身管理の技能を生かし、国民のニーズに応じた高度医療を安全に提供する役割を担っています。

2. 専門研修プログラムの概要と特徴

- 中濃厚生病院麻酔科専門研修プログラム（以下、本プログラム）は岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院（以下、中濃厚生病院）を専門研修基幹施設とした病院群で運営される麻酔科専門研修プログラムです。
- 本プログラムの目的は、麻酔科専門医を志す専攻医に、日本専門医機構の定め

る整備指針に沿った麻醉科研修カリキュラムの到達目標を達成できる研修機会を提供し、十分な知識と技術を備えた麻醉科専門医を育成することです。

- 麻酔科専門研修プログラム全般に共通する研修内容の特徴などは別途資料**麻酔科専攻医研修マニュアル** (<http://www.anesth.or.jp/info/certification/pdf/kikou-program/07-senkoi-kensyu.pdf>) に記されています。
- 本プログラムを構成する病院群は、中濃厚生病院を専門研修基幹施設とし、岐阜大学医学部附属病院（以下、岐阜大学附属病院）、岐阜県総合医療センター（以下、岐阜県医療センター）、岐阜市民病院、総合大雄会病院、松波総合病院の5施設を専門研修連携施設Bとしています。本プログラムには岐阜県内の2つの二次医療圏（中濃医療圏、岐阜医療圏）と愛知県（尾張西部医療圏）を含み、先進医療から地域医療に渡る幅広い医療ニーズをカバーしています。また、共通して必要とする研修内容に加えて、専攻医各々の希望するキャリアプランに沿った研修カリキュラムに参加することを可能とします。
- 幅広い経験、研鑽のためのニーズをカバーするために、本プログラムは一定期間以上の研修期間を連携施設群と相互に補完しあうことで、麻酔科専門研修をカリキュラムに組み込むことが特徴です。

3. 専門研修プログラムの運営方針

- 麻酔科専門研修は4年間です。期間を通して、複数の研修施設で計画的に研修を実施します。研修施設は専攻医各々の希望に沿うよう十分に配慮して決定します。2年次以降はサブスペシャルティー領域（集中治療・ペインクリニック・心臓血管麻酔・緩和医療など）も含め、専攻医のキャリアプランに合わせたローテーション体制を構築します。
- 各研修施設での勤続期間は1ヵ年単位で計画し、基幹施設での研修は1年以上2年以内とします。専門性を高める研修とするために、プログラム内の各施設との連携と交流を深め、研究会などへの積極的な参加を図ります。
- 研修期間の内、連携施設での研修は合計で2年以上3年以内です。複数の連携施設間のローテーションを基本方針としています。
- 研修管理委員会はプログラムに参加するすべての専攻医がスムーズに経験目標を達成できるように、各々の研修内容・進行状況に配慮した研修ローテーションを立案します。

研修実施計画例

年間ローテーション表

	1年目	2年目	3年目	4年目
A	中濃厚生病院 (麻酔管理)	岐阜大学附属病院 (麻酔管理)	松波総合病院 (集中治療, ペイン)	岐阜県医療センター (心臓血管麻酔)
B	岐阜大学附属病院 (麻酔管理)	岐阜市民病院 (麻酔管理)	中濃厚生病院 (麻酔, 集中治療)	総合大雄会病院 (集中治療)
C	松波総合病院 (麻酔, 集中治療)	中濃厚生病院 (麻酔, 集中治療)	総合大雄会病院 (麻酔, 集中治療)	岐阜大学附属病院 (研究等)
D	岐阜市民病院 (麻酔管理)	岐阜大学附属病院 (麻酔, ペイン)	岐阜県医療センター (小児麻酔等)	中濃厚生病院 (麻酔, 集中治療)

サブスペシャリティー領域の研修可能施設

	関連部門			指導医
	ペイン	ICU	心臓麻酔	
中濃厚生病院		●		3
岐阜大学附属病院	●		●	11
岐阜県総合医療センター	●	●	●	9
岐阜市民病院		●		6
総合大雄会病院		●		8
松波総合病院	●	●		8

4. 研修施設の指導体制

本研修プログラム全体における前年度合計麻酔科管理症例数：16,765症例

本研修プログラム全体における総指導医数：45人

① 専門研修基幹施設

中濃厚生病院

研修プログラム統括責任者：熊澤 昌彦

専門研修指導医：赤松 繁 (麻酔, 心臓血管麻酔, 集中治療)

熊澤 昌彦 (麻酔)
河村 三千香 (麻酔, ペインクリニック)
専門医 中嶋 彩恵莉 (麻酔)

認定病院番号 906

特徴：中濃医療圏の中心的な病院で、救命センターを持つ。

心臓血管麻酔を除くすべての特殊麻酔症例を研修できる。

研修中に集中治療のローテーションが可能。

小規模ながらペインクリニック外来を開設している。

③ 専門研修連携施設B

岐阜大学附属病院

研修プログラム統括責任者：紙谷 義孝

専門研修指導医：紙谷 義孝 (麻酔、区域麻酔)

田辺 久美子 (麻酔, ペインクリニック)
長瀬 清 (麻酔)
操 奈美 (麻酔、ペインクリニック)
新谷 苑恵 (麻酔、ペインクリニック、区域麻酔)
中村 好美 (麻酔, 心臓血管麻酔, ペインクリニック)
中西 真有美 (麻酔)
大沼 隆史 (麻酔)
林 慶州 (麻酔、心臓血管麻酔)
金 優 (麻酔、ペインクリニック)
上野 美佳 (麻酔)
専門医：田中 亜里沙 (麻酔)
浦崎 有輝 (麻酔)
畠中 奈津美 (麻酔)
栄原 吉範 (麻酔)
岩井 亮太 (麻酔)
足立 隆将 (麻酔)

認定病院番号： 73

特徴： 大学病院であるため研修指導医や専攻医が大勢おり、多数のスタッフと幅広く意見交換をすることができる。ペインクリニックのローテーションが可能。

岐阜県総合医療センター

研修実施責任者：山本 拓巳

専門研修指導医：山本 拓巳（麻酔，集中治療，小児麻酔）

増江 達彦 （麻酔，心臓血管麻酔，小児麻酔，救急医学）

榎原 いづみ （麻酔，産科麻酔）

飯田 美紀 （麻酔，心臓血管麻酔，小児麻酔）

竹中 元康 （麻酔，ペインクリニック，緩和医療）

山下 実華 （麻酔）

横田 愛 （麻酔，小児麻酔，ペインクリニック）

宮本 真紀 （麻酔，ペインクリニック）

上田 恭平 （麻酔）

専門医：浅野 尊比古 （麻酔，心臓血管麻酔）

森脇 邦明 （麻酔）

鈴木 悠介 （麻酔，集中治療）

福田 光希 （麻酔，心臓血管麻酔，小児麻酔）

大野 依里香 （麻酔）

認定病院番号： 349

特徴： 地域医療支援病院・周産期母子医療センター・小児心臓手術実施施設

岐阜県の基幹病院として新生児・小児から成人までの高度・先進医療を提供している。心臓血管センターでは新生児から高齢者までのすべての心臓手術とカテーテル治療に対応しているため心臓麻酔管理のオールラウンドな研修が可能である。また、救命救急センターであることから緊急手術の麻酔管理も多数経験することができる。

岐阜市民病院

研修実施責任者：大畠 博人

専門研修指導医：大畠 博人 （麻酔）

杉本 純子 （麻酔）

松原 千里 （麻酔）

山田 麻由子 （麻酔）

笠松 亮宏 （麻酔）

竹中 志穂 （麻酔）

認定病院番号 335

特徴： 地域医療支援病院。岐阜市の中核医療施設として多くの患者が集まる。

一般的な麻酔症例の経験を積むには最適な病院である（緊急手術の麻酔に関するも同様）。臨床研修医にも人気があり、自身の研修中に指導するという立場も数多く経験することができる病院です

総合大雄会病院

研修実施責任者：道野 朋洋

専門研修指導医：高田 基志 (麻酔, 集中治療)

道野 朋洋 (麻酔)

酢谷 朋子 (麻酔, 集中治療)

酒井 規広 (麻酔, 集中治療, 区域麻酔)

垂石 智重子 (麻酔, 集中治療)

上松 友希 (麻酔, 集中治療)

竹入 由賀 (麻酔)

専門医 関 紗 (麻酔)

認定病院番号 395

特徴： 地域医療支援病院

尾張西部医療圏の中核的な施設として、アクセス良好な立地を活かし、多数の患者様を受け入れております。また、資格認定に必要な症例を幅広く経験できる環境を整えております。

研修指導医が多数在籍し、区域麻酔を積極的に活用した管理を行いながら、神経ブロックに練達できるよう効果的な指導を提供しております。さらに、集中治療専門医も豊富に配置されており、希望に応じて集中治療の研修を受けることも可能です。

松波総合病院

研修実施責任者：松波 紀行

専門研修指導医：松波 紀行 (麻酔, ペインクリニック, 緩和医療)

江崎 善保 (麻酔, 心臓血管麻酔, ペインクリニック)

橋本 慎介 (麻酔, 心臓血管麻酔)

小島 明子 (麻酔, 集中治療)

田中 亜季 (麻酔, 集中治療)

三上 大介 (麻酔)

辻 菜々子 (麻酔)

加藤真奈美 (麻酔, 心臓血管麻酔)

専門医： 中村知之（麻酔）

認定病院番号 480

特徴： 地域医療支援病院、がん拠点病院、救急救命センター
集中治療、ペインクリニックのローテーション可能
緩和ケアチームに参加可能

5. 募集定員

2名

6. 専攻医の採用と問い合わせ先

① 採用方法

日本専門医機構に定められた方法で期限までに（2025年10月ごろを予定）研修プログラムに応募してください。採用決定は研修管理委員会が行います。

② 問い合わせ先

本研修プログラムへの問い合わせは、下記連絡先のいずれかからお願いします。

中濃厚生病院 熊澤 昌彦 麻酔科部長

〒501-3802 岐阜県関市若草通5-1

TEL 0575-22-2211

E-mail: kumazmas@sf.commufa.jp

Website: www.chuno.gfkosei.or.jp

7. 麻酔科医資格取得のために研修中に修めるべき知識・技能・態度について

① 専門研修で得られる成果（アウトカム）

麻酔科領域の専門医を目指す専攻医は、4年間の専門研修を修了することで、安全で質の高い周術期医療およびその関連分野の診療を実践し、国民の健康と福祉の増進に寄与することができるようになる。具体的には、専攻医は専門研修を通じて下記の4つの資質を修得した医師となる。

- 1) 十分な麻酔科領域、および麻酔科関連領域の専門知識と技能
- 2) 刻々と変わる臨床現場における、適切な臨床的判断能力、問題解決能力
- 3) 医の倫理に配慮し、診療を行う上での適切な態度、習慣
- 4) 常に進歩する医療・医学に則して、生涯を通じて研鑽を継続する向上心

② 麻酔科専門研修の到達目標

国民に安全な周術期医療を提供できる能力を十分に備えるために、研修期間中に別途資料「麻酔科専攻医研修マニュアル」に定められた専門知識, 専門技能, 学問的姿勢, 医師としての倫理性と社会性に関する到達目標を達成する。

③ 麻酔科専門研修の経験目標

研修期間中に専門医としての十分な知識、技能、態度を備えるために、別途資料「麻酔科専攻医研修マニュアル」に定められた経験すべき疾患・病態, 経験すべき診療・検査, 経験すべき麻酔症例, 学術活動の経験目標を達成する。

このうちの経験症例に関して、原則として研修プログラム外の施設での経験症例は算定できないが、地域医療の維持など特別の目的がある場合に限り、研修プログラム管理委員会が認めた認定病院において卒後臨床研修期間に経験した症例のうち、専門研修指導医が指導した症例に限っては、専門研修の経験症例数として数えることができる。

8. 専門研修方法

別途資料「麻酔科専攻医研修マニュアル」に定められた 1) 臨床現場での学習, 2) 臨床現場を離れた学習, 3) 自己学習により、専門医としてふさわしい水準の知識、技能、態度を修得する。

9. 専門研修中の年次毎の知識・技能・態度の修練プロセス

専攻医は研修カリキュラムに沿って、下記のように専門研修の年次毎の知識・技能・態度の到達目標を達成する。

専門研修 1 年目

手術麻酔に必要な基本的な手技と専門知識を修得し、ASA 1～2 度の患者の通常の定期手術に対して、指導医の指導の元、安全に周術期管理を行うことができる。

専門研修 2 年目

1 年目で修得した技能、知識をさらに発展させ、全身状態の悪い ASA 3～4 度の患者の周術期管理や ASA 1～2 度の緊急手術の周術期管理を、指導医の指導のもと、安全に行うことができる。

専門研修 3 年目

心臓外科手術、胸部外科手術、脳神経外科手術、帝王切開手術、小児手術などを経験し、さまざまな特殊症例の周術期管理を指導医のもと、安全に行うことができる。また、ペインクリニック、集中治療、緩和医療など関連領域の臨床に携わり、知識・技能を修得する。

専門研修 4 年目

3 年目の経験をさらに発展させ、さまざまな症例の周術期管理を安全に行うことができる。基本的にトラブルのない症例は一人で周術期管理ができるが、難易度の高い症例、緊急時などは適切に上級医をコールして、患者の安全を守ることができる。

10. 専門研修の評価（自己評価と他者評価）

① 形成的評価

- 研修実績記録：専攻医は毎研修年次末に、**専攻医研修実績記録フォーマット**を用いて自らの研修実績を記録する。研修実績記録は各施設の専門研修指導医に渡される。
- 専門研修指導医による評価とフィードバック：研修実績記録に基づき、専門研修指導医は各専攻医の年次ごとの知識・技能・適切な態度の修得状況を形成的評価し、**研修実績および到達度評価表**、**指導記録フォーマット**によるフィードバックを行う。研修プログラム管理委員会は、各施設における全専攻医の評価を年次ごとに集計し、専攻医の次年次以降の研修内容に反映させる。

② 総括的評価

研修プログラム管理委員会において、専門研修 4 年次の最終月に、**専攻医研修実績フォーマット**、**研修実績および到達度評価表**、**指導記録フォーマット**をもとに、研修カリキュラムに示されている評価項目と評価基準に基づいて、各専攻医が専門医にふさわしい①専門知識、②専門技能、③医師として備えるべき学問的姿勢、倫理性、社会性、適性等を修得したかを総合的に評価し、専門研修プログラムを修了するのに相応しい水準に達しているかを判定する。

11. 専門研修プログラムの修了要件

各専攻医が研修カリキュラムに定めた到達目標、経験すべき症例数を達成し、知識、技能、態度が専門医にふさわしい水準にあるかどうかが修了要件である。各施設の研修実施責任者が集まる研修プログラム管理委員会において、研修期間中に行われた形成的評価、総括的評価を元に修了判定が行われる。

12. 専攻医による専門研修指導医および研修プログラムに対する評価

専攻医は、毎年次末に専門研修指導医および研修プログラムに対する評価を行い、研修プログラム管理委員会に提出する。評価を行ったことで、専攻医が不利益を被らないように、研修プログラム統括責任者は、専攻医個人を特定できないような配慮を行う義務がある。

研修プログラム統括管理者は、この評価に基づいて、すべての所属する専攻医に対する適切な研修を担保するために、自律的に研修プログラムの改善を行う義務を有する。

13. 専門研修の休止・中断、研修プログラムの移動

① 専門研修の休止

- 専攻医本人の申し出に基づき、研修プログラム管理委員会が判断を行う。
- 出産あるいは疾病などに伴う 6 ヶ月以内の休止は 1 回までは研修期間に含まれる。
- 妊娠・出産・育児・介護・長期療養・留学・大学院進学など正当な理由がある場合は、連続して 2 年迄休止を認めることとする。休止期間は研修期間に含まれない。研修プログラムの休止回数に制限はなく、休止期間が連続して 2 年を越えていなければ、それまでの研修期間はすべて認められ、通算して 4 年の研修期間を満たせばプログラムを修了したものとみなす。
- 2 年を越えて研修プログラムを休止した場合は、それまでの研修期間は認められない。ただし、地域枠コースを卒業し医師免許を取得した者については、卒後に課せられた義務を果たすために 2 年以上の休止を余儀なくされる場合に限り、2 年を超える休止を特例扱いとして認める。

② 専門研修の中止

- 専攻医が専門研修を中止する場合は、研修プログラム管理委員会を通じて日本専門医機構の麻酔科領域研修委員会へ通知をする。
- 専門研修の中止については、専攻医が臨床研修を継続することが困難であると判断した場合、研修プログラム管理委員会から専攻医に対し専門研修の中止を勧告できる。

④ 研修プログラムの移動

- 専攻医は、やむを得ない場合、研修期間中に研修プログラムを移動することができる。その際は移動元、移動先双方の研修プログラム管理委員会を通じて、日本専門医機構の麻酔科領域研修委員会の承認を得る必要がある。麻酔科領域研修委員会は移動をしても当該専攻医が到達目標の達成が見込まれる場合にのみ移動を認め る。

14. 地域医療への対応

本研修プログラムは岐阜大学附属病院、岐阜県医療センター、岐阜市民病院と連携しており、幅広く症例経験を積むことができる。医療資源の少ない地域においても安全な手術の施行に際し、適切な知識と技量に裏付けられた麻醉診療の実施は必要不可欠であるため、専攻医は、大病院だけでなく、地域での中小規模の研修連携施設においても一定の期間は麻醉研修を行い、当該地域における麻醉診療のニーズを理解する。

15. 専攻医の就業環境の整備機能(労務管理)

研修期間中に常勤として在籍する研修施設の就業規則に基づき就業することとなる。専攻医の就業環境に関して、各研修施設は労働基準法や医療法を順守することを原則とする。プログラム統括責任者および各施設の研修責任者は専攻医の適切な労働環境(設備、労働時間、当直回数、勤務条件、給与なども含む)の整備に努めるとともに、心身の健康維持に配慮する義務を負う。

年次評価を行う際、専攻医および専門研修指導医は研修施設に対する評価を行い、その内容を専門研修プログラム管理委員会に報告する。就業環境に改善が必要であると判断した場合には、当該施設の施設長、研修責任者に文書(電子メールを含む)で通達・指導する。